

登録番号 第 17541 号

トレボン®エアー

- 特長：
- 空中散布や無人航空機で散布できる製剤です。
 - 水稻、小麦、だいず等の主要害虫に効果があります。
 - 水をベースにした製剤ですので、有機溶剤の臭いが少ないのが特長です。
 - 稲発酵粗飼料（WCS）用稲にも使用できます。

トレボンは三井化学クロップ&ライフソリューション(株)の登録商標です。

有効成分	エトフェンプロックス（化管法第1種）・・・10.0%	包装	10L×2 20L×1
性状	類白色粘稠乳濁液体	有効年限	3年
毒性	普通物 [※]	危険物	-

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用害虫及び使用方法】

2024年10月16日付内容

作物名	適用 病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	エトフェンプロ ックスを含む農薬の 総使用回数
稲	コブノメイ イコノ類 ウカノ類 カメシノ類 ツマグロヨコバイ	30倍	3L/10a	収穫14日前 まで	3回以内	空中散布	3回以内
	イコノ類 ウカノ類 カメシノ類 ツマグロヨコバイ	8倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
	コブノメイ イコノ類 ウカノ類 カメシノ類 ツマグロヨコバイ フタヒコヤガ						
麦類	ヒトビウカ	8倍	0.8L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	無人航空機 による散布	2回以内
とうもろこし 飼料用とうも ろこし (子実)	ツマジロクサヨトウ アヨトウ	8倍	1.6 L /10a	収穫7日前 まで	4回以内	無人航空機 による散布	4回以内
ばれいしょ	アブラムシ類	8倍	1.6 L /10a	収穫前日 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
ブロッコリー	アブラムシ	8倍	1.6 L /10a	収穫前日 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内

作物名	適用 病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	エトフェンプロク クスを含む農薬の 総使用回数
キャベツ	アブラムシ類 ヨトウムシ アオムシ	8倍	1.6 L /10a	収穫3日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
はくさい	アブラムシ類 ヨトウムシ アオムシ	8倍	1.6 L /10a	収穫7日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
だいこん	アブラムシ類 ヨトウムシ アオムシ	8倍	1.6 L /10a	収穫21日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
レタス	アブラムシ類	8倍	1.6 L /10a	収穫14日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
ねぎ	シバ仔モジヨトウ	8倍	1.6 L /10a	収穫21日前 まで	2回以内	無人航空機 による散布	2回以内
だいず	ハスモンヨトウ カミシ類 マダシクバ ツメクサガ	8倍	0.8L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	無人航空機 による散布	2回以内
えだまめ	ハスモンヨトウ カミシ類 マダシクバ ツメクサガ	8倍	0.8L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	無人航空機 による散布	2回以内
あずき	アズキノメイガ	8倍	1.6L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	無人航空機 による散布	2回以内
しょうが	アヲメイガ	8倍	1.6L/10a	収穫7日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内
やまのいも	ヤマノイモカ アブラムシ類	8倍	3.2L/10a	収穫14日前 まで	3回以内	無人航空機 による散布	3回以内

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
- (3) 少量散布の際には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
- (4) 無人航空機による散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- (5) 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- (6) 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- (7) 蚕に対して長期間強い毒性があるので、薬液の飛散により桑の茎葉を汚染することのないように桑園のある地帯では使用しないこと。なお、実施にあつては、事前に蚕業関係者と安全対策について十分協議すること。
- (8) 散布器具、作業衣などは桑用と必ず区別すること。
- (9) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - 1) ミツバチ等の巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - 2) 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (10) 作業終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。

- 2) 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (11) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、病虫害防除所等関係機関の指導を受けること。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法-----

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 無人航空機の操作の際は、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。また散布液を吸い込んだり浴びたりしないよう注意し、作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがい・洗眼すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（甲殻類、冷水魚）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池等周辺での使用はさけること。なお、比較的低濃度でも魚が平衡失調を起こすおそれがあるので十分注意すること。
- (2) 空中散布又は無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 散布後は水管理に注意すること。
- (4) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法では、その該当がない。

貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。